

# 說 明 資 料

## I 総論

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 消費課税の概要（国税）             | 1 |
| 2. 国民負担率の内訳の国際比較           | 2 |
| 3. 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合 | 3 |
| 4. 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移   | 4 |
| 5. 国税の主要税目の税収の推移           | 5 |

## II 消費税関係

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 消費税の福祉目的化                      | 6  |
| 2. 消費税の使途                         | 7  |
| 3. 税収の構成等について（平成11年度予算（当初））       | 8  |
| 4. 諸外国の付加価値税率（標準税率）               | 9  |
| 5. 諸外国における付加価値税の標準税率の推移           | 10 |
| 6. 収入階級別税負担（平成9年分）                | 11 |
| 7. 社会保障対策                         | 12 |
| 8. 消費税における非課税取引                   | 13 |
| 9. 食料品の各流通段階における課税・非課税取引の比較       | 14 |
| 10. 税率構造について（平成5年の中期答申より）         | 15 |
| 11. 諸外国における食料品の適用税率               | 16 |
| 12. 仕入税額控除の改正経緯                   | 17 |
| 13. 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要       | 18 |
| 14. 消費税の中小特例制度の改正の推移              | 21 |
| 15. 売上階級別事業者数（試算）〔平成8年度〕—未定稿—     | 22 |
| 16. 免税事業者と価格問題について                | 23 |
| 17. 簡易課税制度について                    | 24 |
| 18. 簡易課税制度の適用状況（平成9年度）            | 25 |
| 19. 簡易課税制度の適用状況                   | 26 |
| 20. 主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要 | 27 |
| 21. 消費税の申告・納付制度の改正の推移             | 28 |
| 22. 価格表示方法について（政府税制調査会答申抜粋）       | 29 |
| 23. 価格表示方式の諸類型                    | 30 |
| 24. 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況      | 31 |

|     |                                          |    |
|-----|------------------------------------------|----|
| III | 酒税関係                                     |    |
| 1.  | 酒税の課税実績（平成10年度概数）                        | 32 |
| 2.  | 酒類別の課税数量の推移                              | 33 |
| 3.  | 酒税の税率（現行法；本則ベース）                         | 34 |
| 4.  | 酒税の税率の推移                                 | 35 |
| 5.  | 主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移            | 36 |
| 6.  | 主要酒類の小売価格（消費税込み）に占める税負担割合の推移             | 37 |
| IV  | たばこ税等関係                                  |    |
| 1.  | たばこ税等の税率                                 | 38 |
| 2.  | 紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧3級品を除く）                 | 39 |
| 3.  | 主な紙巻たばこの税負担割合等                           | 40 |
| 4.  | 紙巻たばこの販売数量の推移                            | 41 |
| V   | 特定財源等関係                                  |    |
| 1.  | 特定財源等の概要                                 | 42 |
| 2.  | 目的税・特定財源の基本的考え方                          | 43 |
| 3.  | OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）        | 44 |
| 4.  | 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100） | 45 |
| 5.  | 自動車関税諸税の年間税負担額の国際比較（試算）                  | 46 |
| 6.  | 自動車重量税改正要望について                           | 47 |
| 7.  | 車種別CO <sub>2</sub> 排出量                   | 48 |
| 8.  | 各種乗用車の燃費とNO <sub>x</sub>                 | 49 |
| 9.  | 自動車重量税とCO <sub>2</sub> 排出量の関係            | 50 |
| 10. | 燃費基準に連動した税制上の優遇措置の問題点                    | 51 |
| VI  | 環境関連税制関係                                 |    |
| 1.  | 近年の環境政策の主な取組み                            | 52 |
| 2.  | 環境基本計画における環境施策の体系                        | 53 |
| 3.  | 環境基本法（抄）（平成5年11月19日 公布・施行）               | 54 |
| 4.  | 環境基本計画（抄）（平成6年12月16日 閣議決定）               | 55 |
| 5.  | 汚染者負担の原則（PPP）について                        | 56 |
| 6.  | PPPを反映した環境法制の例                           | 57 |
| 7.  | 京都議定書の骨子                                 | 58 |
| 8.  | 地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の体系                     | 59 |
| 9.  | EU諸国等におけるCO <sub>2</sub> 税の概要（未定稿）       | 60 |

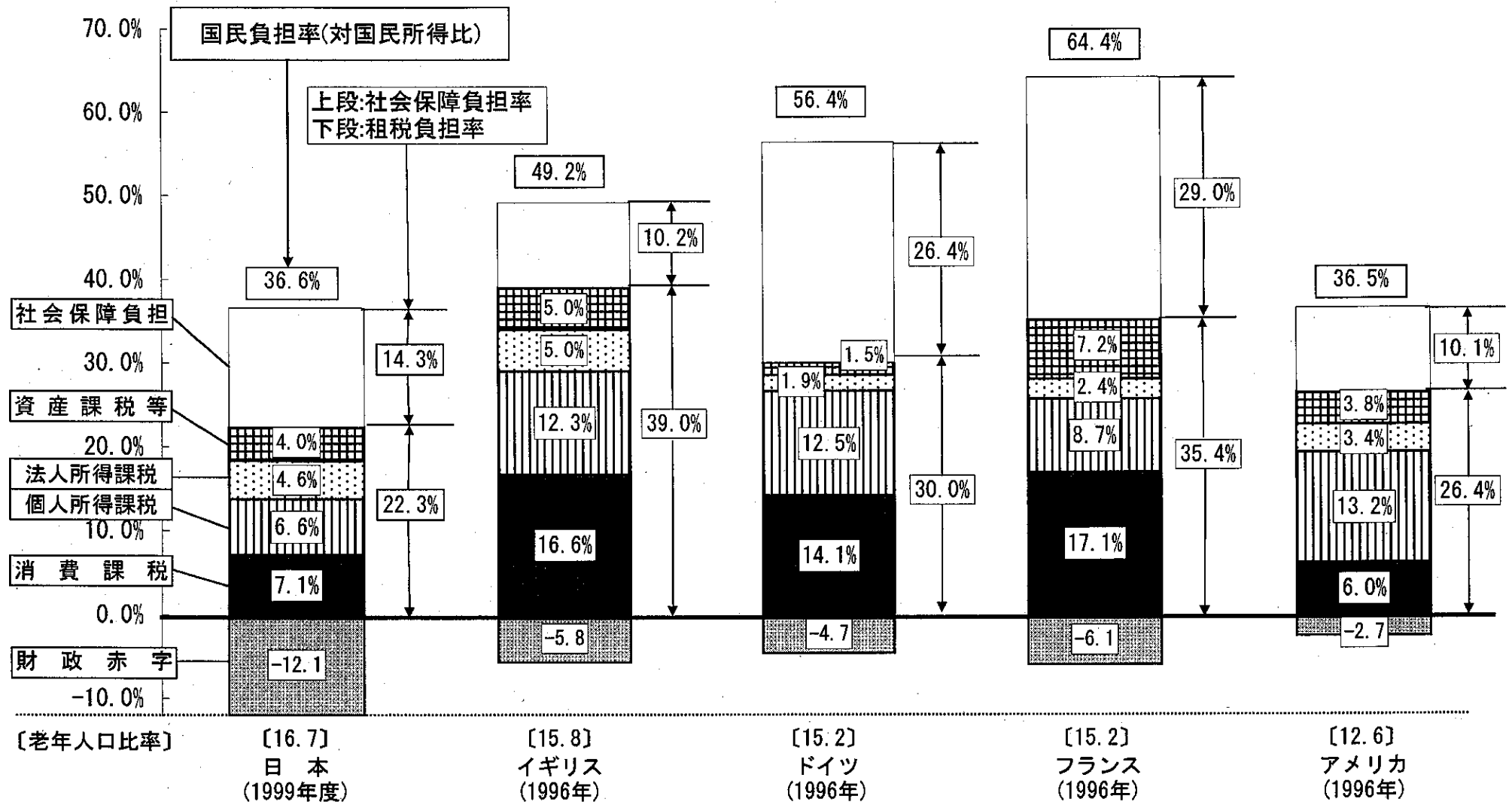
# Ⅰ 総 論

## 消 費 課 税 の 概 要 (国 税)

| 税 目 等         | 課 税 対 象                 | 平 成 11 年 度<br>予 算 額 | 構 成 比      |
|---------------|-------------------------|---------------------|------------|
| 国 税 収 入 計     | —                       | 億 円<br>491,015      | %<br>100.0 |
| 消 費 課 税 計     | —                       | 186,493             | 38.0       |
| 消 費 税         | 資 産 の 譲 渡 等             | 103,760             | 21.1       |
| 個 別 間 接 税 計   | —                       | 82,733              | 16.8       |
| 酒 税           | 酒 類                     | 19,810              | 4.0        |
| た ば こ 税 等     | 製 造 た ば こ               | 11,635              | 2.4        |
| 揮 発 油 税 等     | 自 動 車 燃 料 等 (揮 発 油 等)   | 30,372              | 6.2        |
| 自 動 車 重 量 税   | 検 査 自 動 車 等             | 11,213              | 2.3        |
| 航 空 機 燃 料 税   | 航 空 機 燃 料               | 1,064               | 0.2        |
| 電 源 開 発 促 進 税 | 一 般 電 気 事 業 者 の 販 売 電 気 | 3,679               | 0.7        |
| 石 油 税         | 原 油 等                   | 4,960               | 1.0        |

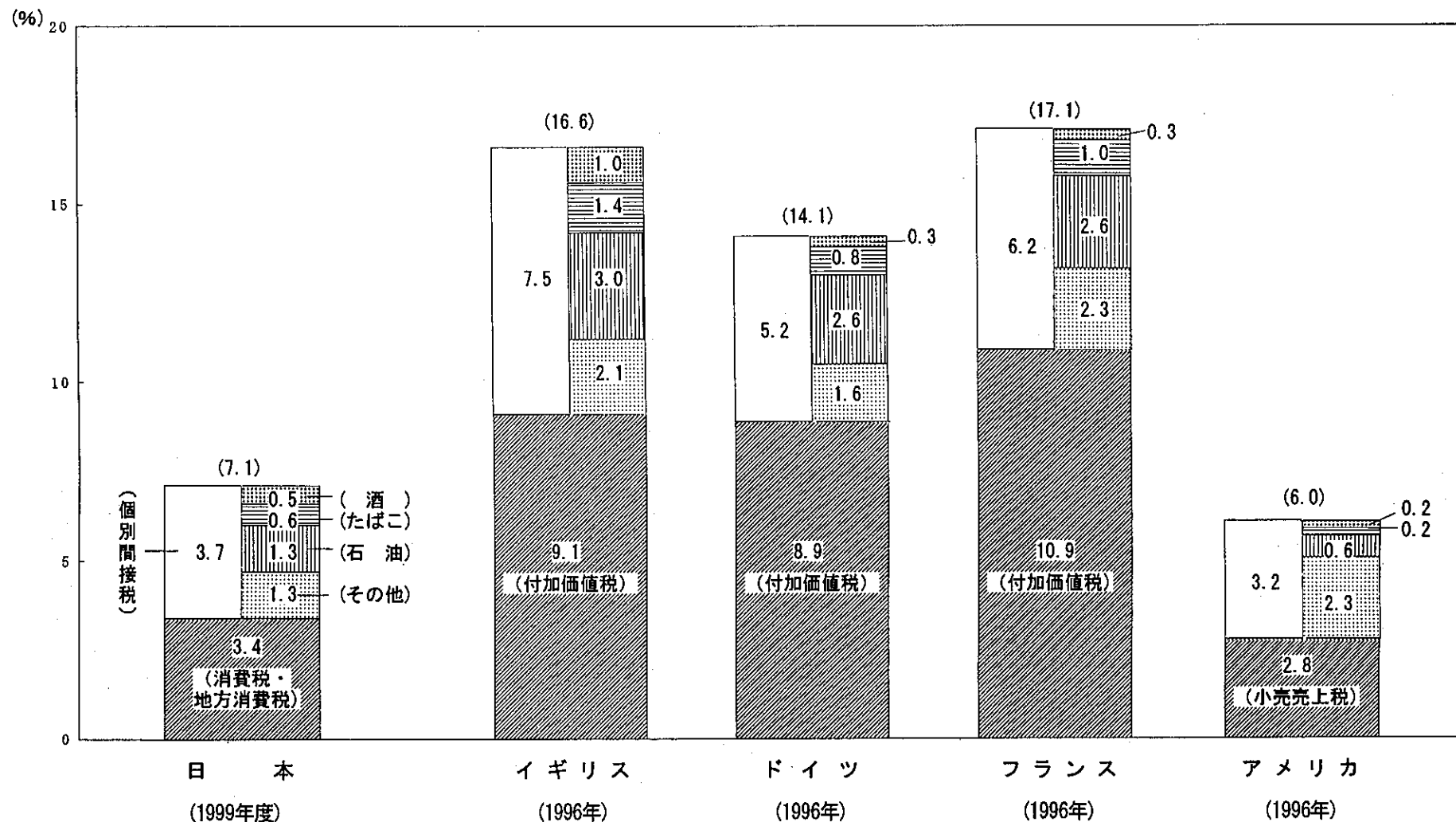
- (備考) 1. 上記の予算額には、一般会計分(471,190億円)の他、特別会計分を含む。
2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら(税込 8,672億円)を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は39.7%となる。

# 国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は11年度見込み。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.6%)の内訳は国税2.7%、地方税1.9%  
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率は、日本については1999年度の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年度の数値(国連推計による)である。

# 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合



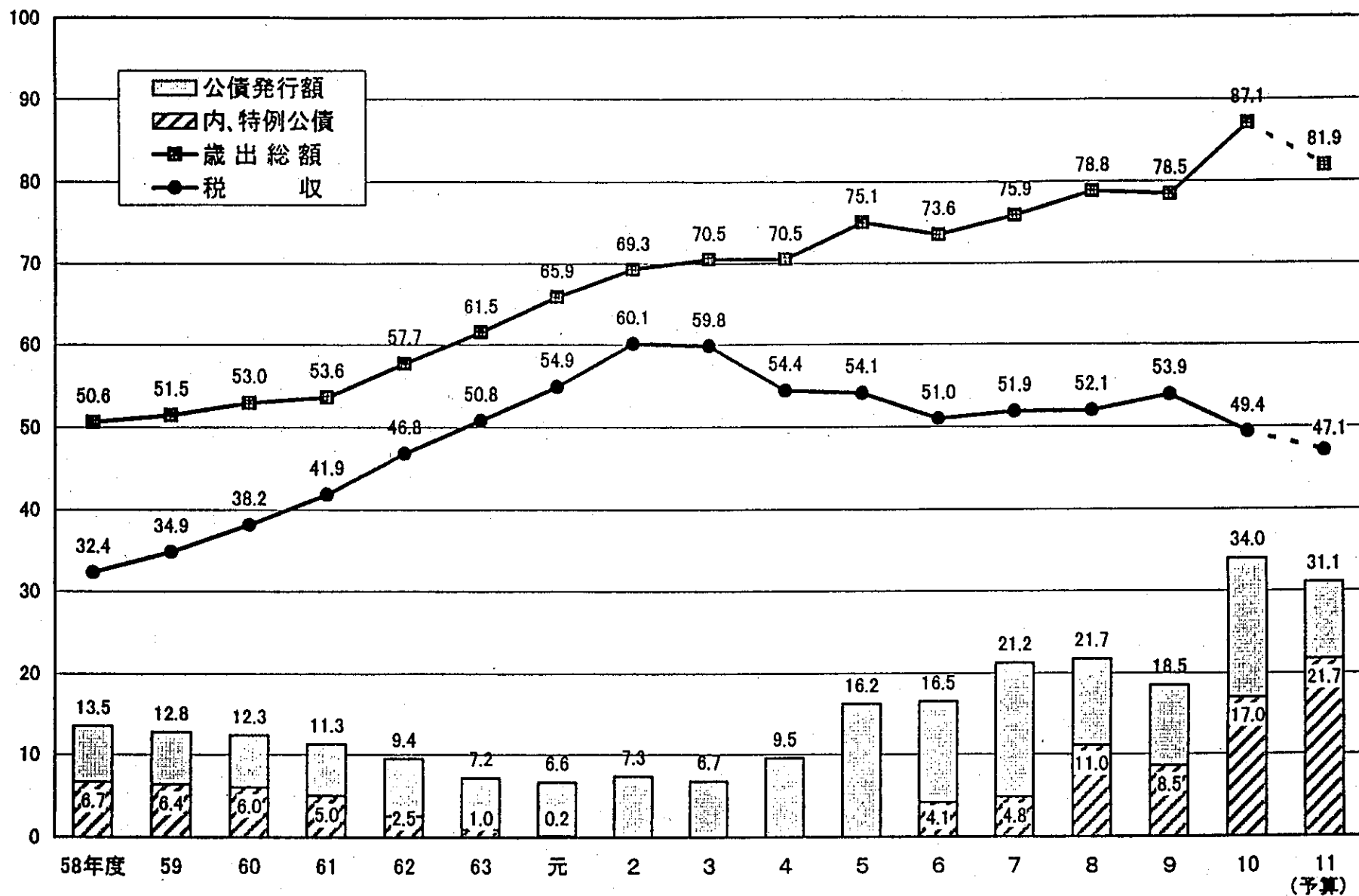
(参考) 国内総生産に占める消費課税・付加価値税（消費税）の割合 (%)

|         | 日 本  | イ ギ リ ス | ド イ ツ | フ ラ ンス | ア メ リ カ |
|---------|------|---------|-------|--------|---------|
| 消 費 課 税 | 5. 4 | 12. 7   | 10. 6 | 12. 7  | 4. 9    |
| 付加価値税等  | 2. 6 | 7. 0    | 6. 7  | 8. 1   | 2. 3    |

(備考) 日本は平成11年度予算ベース。日本以外はOECD「REVENUE STATISTICS 1965-1997」及び各国資料により作成。

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

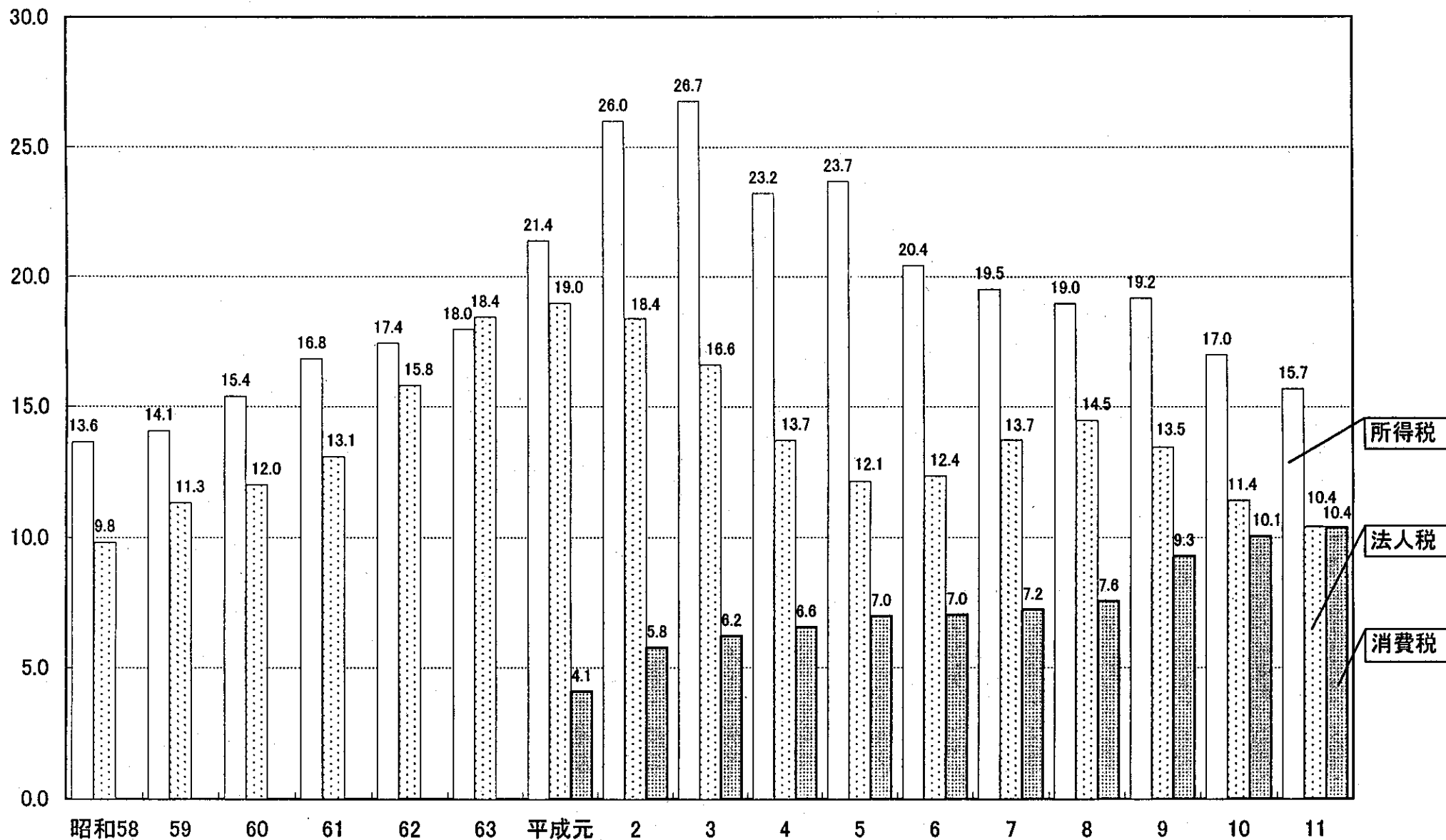


歳入に占める  
税収の割合%

62.6 66.9 70.7 74.1 76.2 78.7 81.7 83.8 82.0 76.2 69.6 66.8 64.5 63.6 67.3 56.1 57.6

(兆円)

## 国税の主要税目の税収の推移



(注) 1. 平成10年度までは決算額、平成11年度は予算額である。

2. 平成8年度までの消費税収には特別会計分を含む。



## II 消費税関係

### 消費税の福祉目的化

(平成11年度予算)

(単位：兆円)

| 歳 入                |     |
|--------------------|-----|
| (交付税分除き)           |     |
| 消費税<br>(国分)<br>7.3 | その他 |
| その他                |     |



| 歳 出                 |      |
|---------------------|------|
| ( 交 付 税 交 付 金 除 き ) |      |
| 基 礎 年 金             | 4. 3 |
| 老 人 医 療             | 3. 9 |
| 介 護                 | 0. 6 |
| そ の 他               |      |

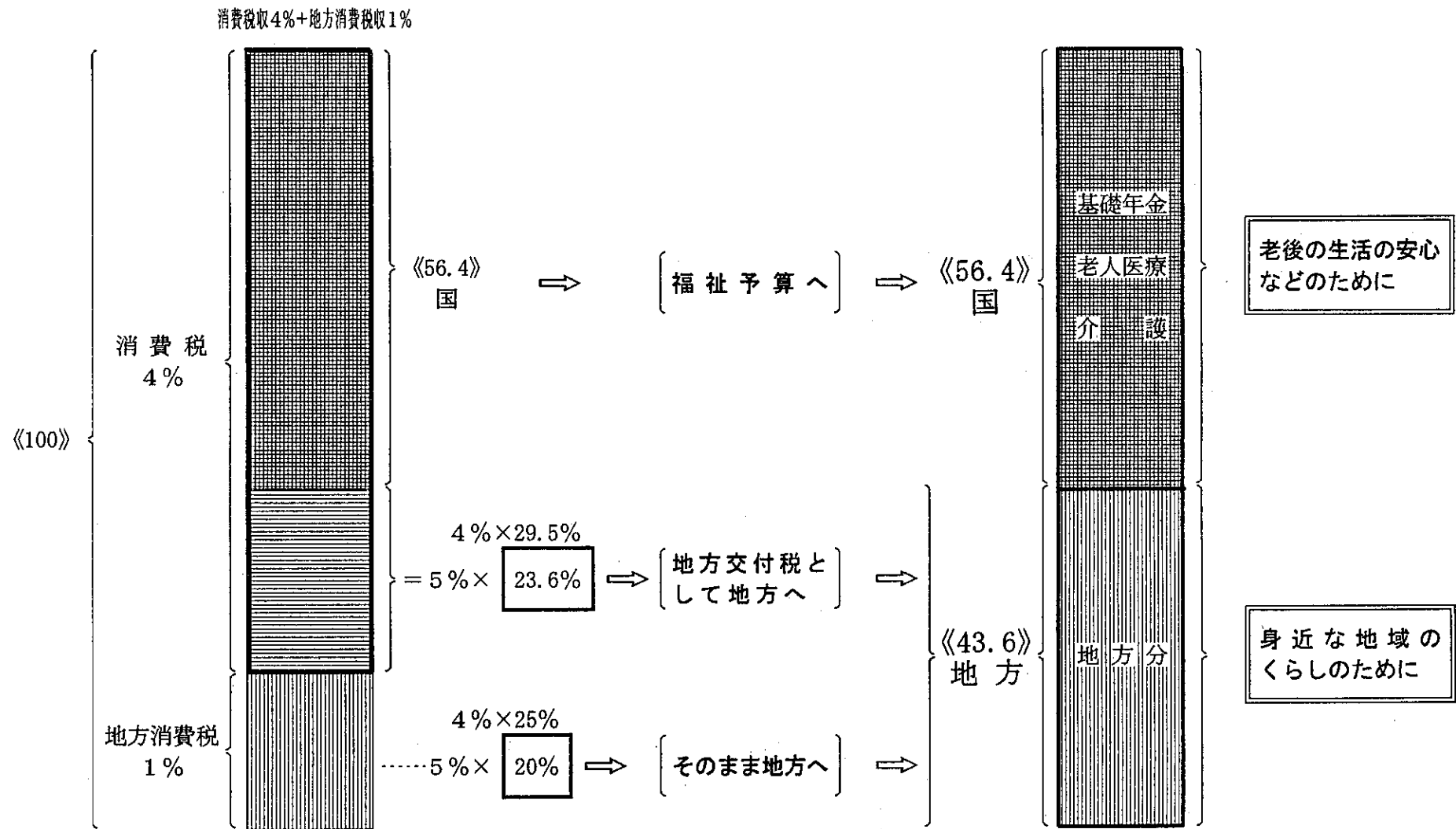


(参考)

|         |      |
|---------|------|
| 一般会計歳入計 | 81.9 |
| ○ 租税収入  | 47.1 |
| ・ 所得税収  | 15.7 |
| ・ 法人税収  | 10.4 |
| ・ 消費税収  | 10.4 |
| ○ 公債金   | 31.1 |
| ・ 特例公債金 | 21.7 |

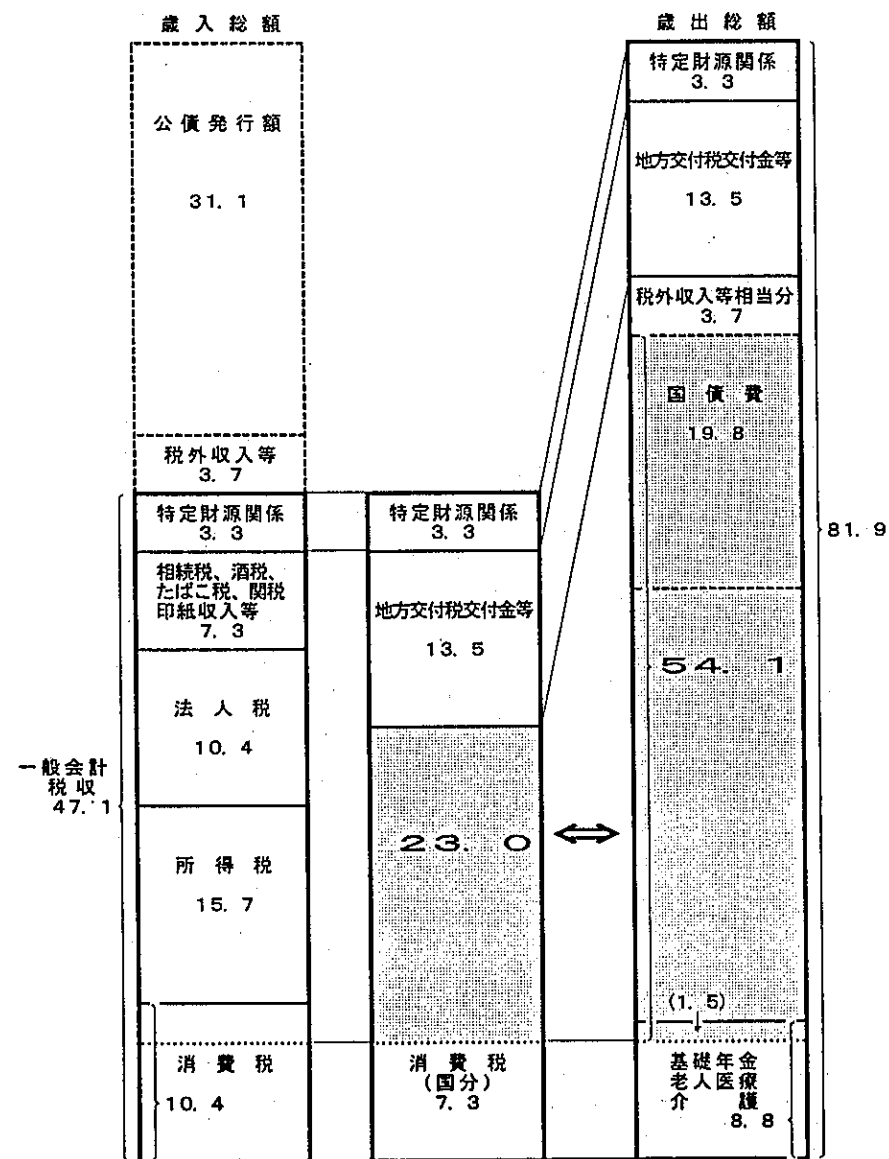
|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| ○ 消費税収(国+地方) | 12.8                              |
| ・ 消費税        | 10.4(a)                           |
| ・ 地方消費税      | 2.5(b)                            |
| ↓            |                                   |
| 地方交付税調整後     |                                   |
| ・ 国          | $(a) - ((a) \times 29.5\%) = 7.3$ |
| ・ 地方         | $(b) + ((a) \times 29.5\%) = 5.5$ |

# 消費税の使途

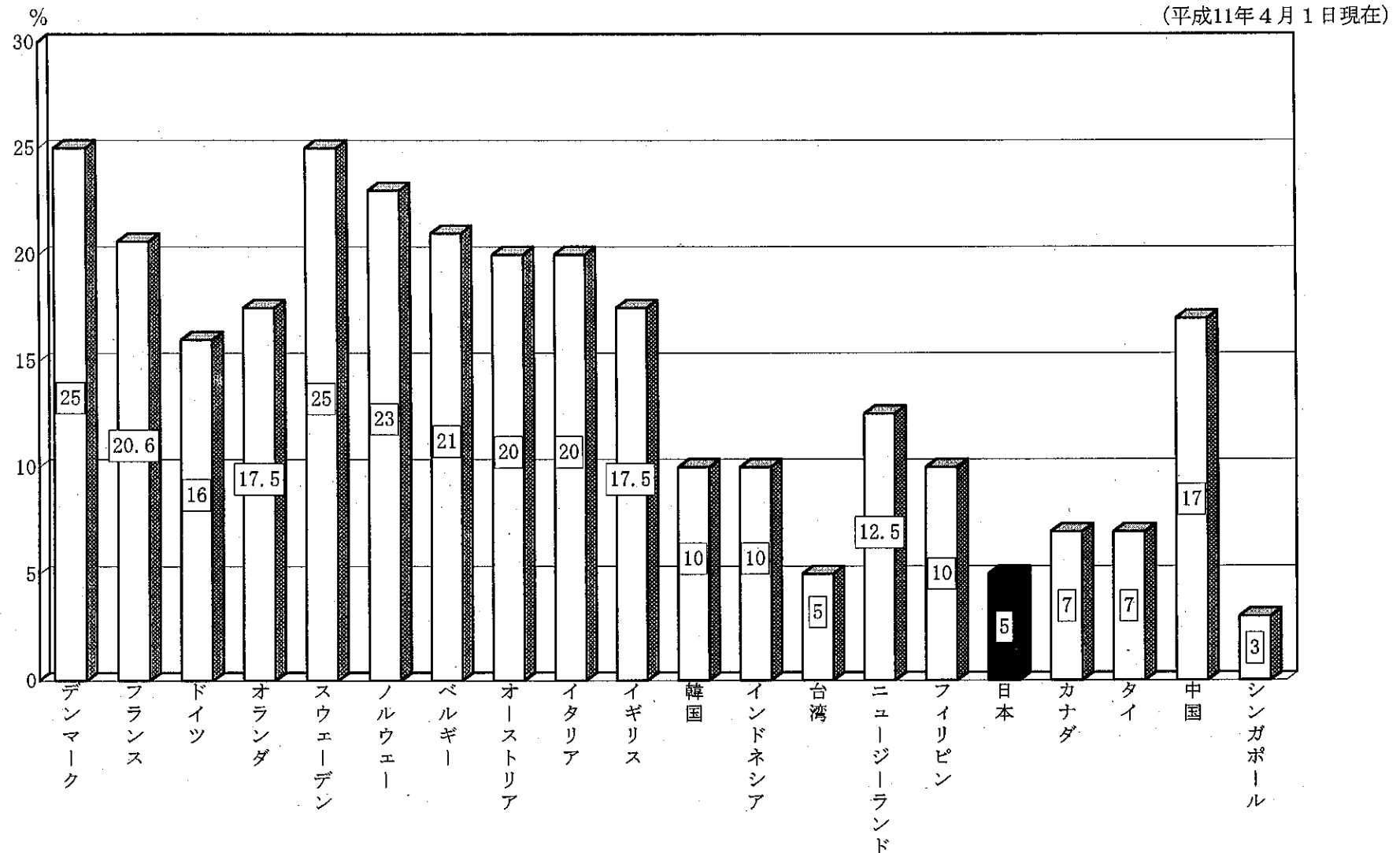


# 税収の構成等について（平成11年度予算（当初））

（単位：兆円）

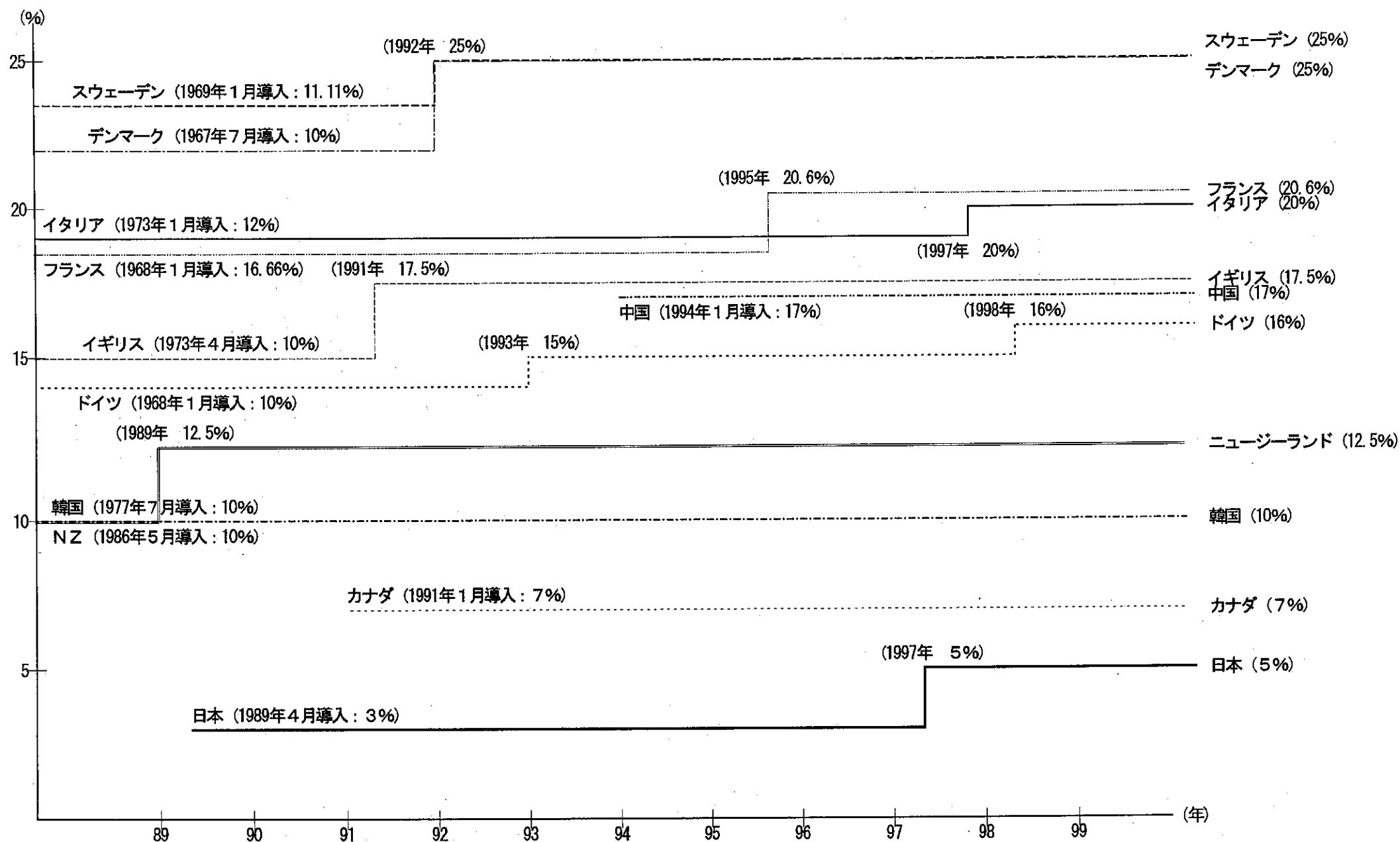


## 諸外国の付加価値税率（標準税率）



- （備考）1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税（地方税）である。  
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。（例：オンタリオ州8%）  
 3. オーストラリアにおいては、税率10%の財貨・サービス税（付加価値税）が2000年7月1日から施行される予定（導入法は、99年7月8日に成立）。  
 4. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市8.25%）

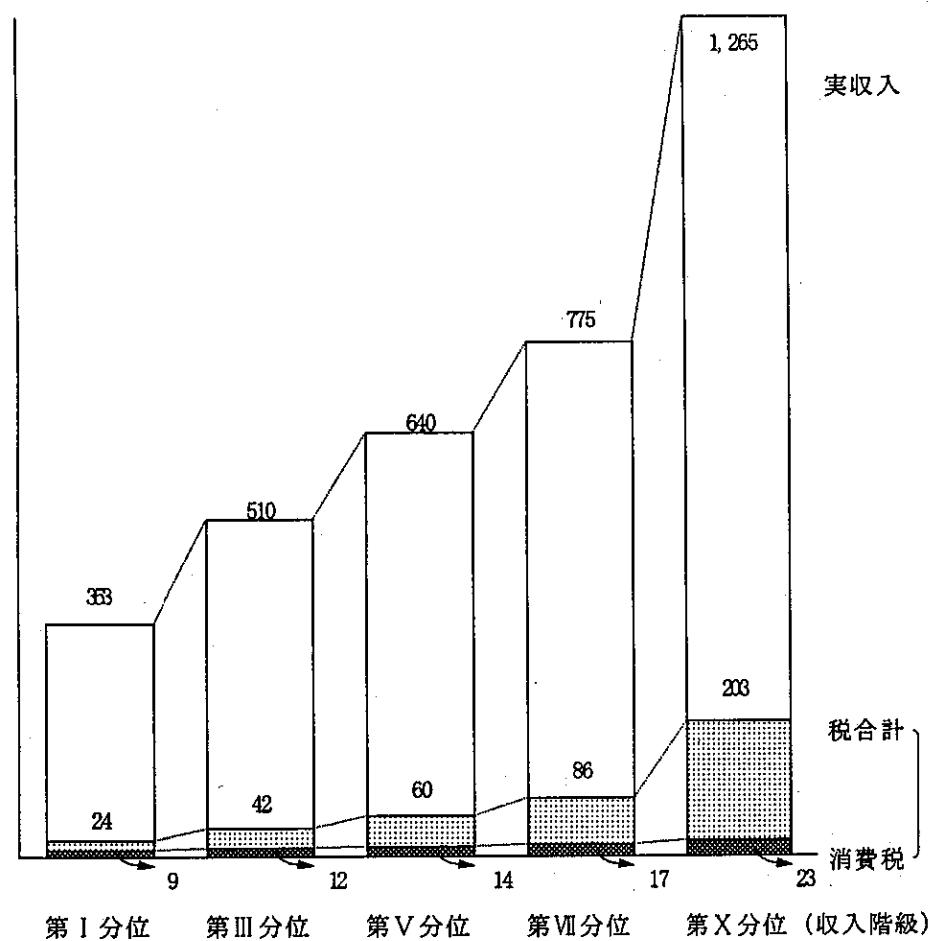
# 諸外国における付加価値税の標準税率の推移



# 収入階級別税負担（平成9年分）

## ○ 実収入に対する税負担額

（単位：万円）

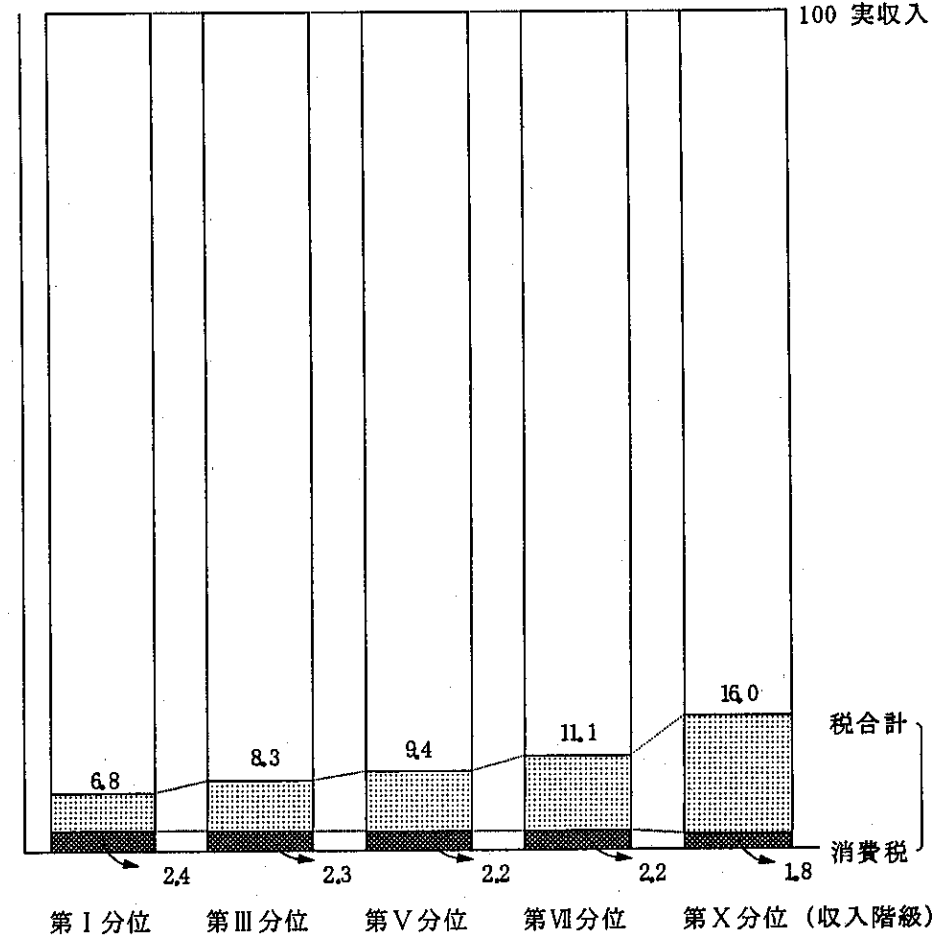


（備考）総務庁統計局「家計調査」（平成9年）を基に推計。

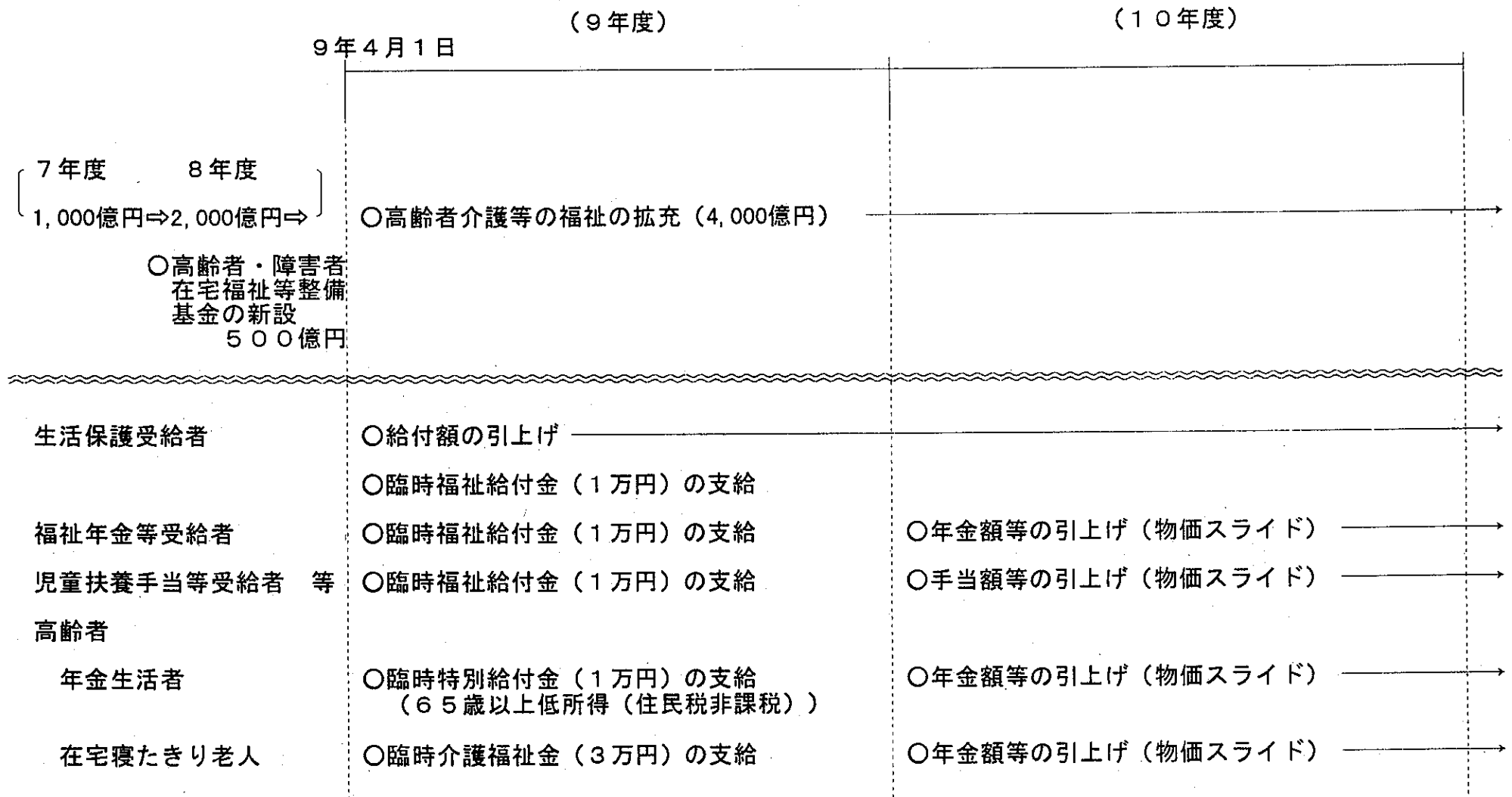
## ○ 実収入に対する税負担率

（単位：％）

100 実収入



社 会 保 障 対 策



(注) 上記の他、平成10年分所得税等の特別減税(当初分・追加分)実施に関するものとしての臨時福祉特別給付金が、平成10年度に支給されている。

## 消費税における非課税取引

### 【創設時】

#### ○ 税の性格から課税対象とならないもの

- ・ 土地の譲渡及び貸付け
- ・ 有価証券、支払手段等の譲渡
- ・ 貸付金等の利子、保険料等
- ・ 郵便切手類、印紙等の譲渡
- ・ 行政手数料等、国際郵便為替等、外国為替取引

#### ○ 社会政策的な配慮に基づくもの

- ・ 医療保険各法等の医療
- ・ 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等
- ・ 一定の学校の授業料、入学検定料

### 【平成3年改正により追加】

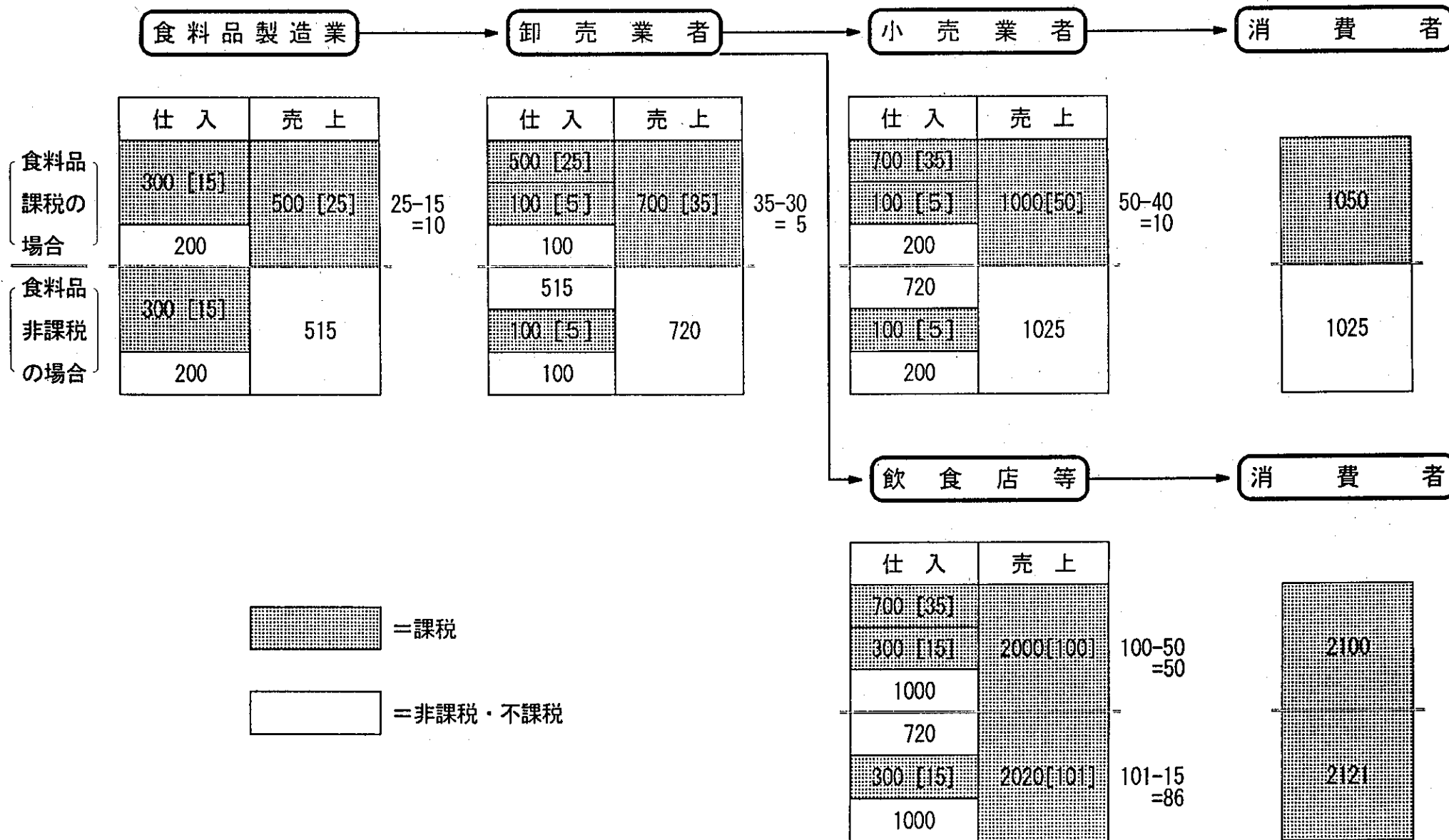
- ・ 第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業
- ・ 入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
- ・ 助産
- ・ 埋葬料、火葬料
- ・ 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- ・ 教科用図書の譲渡
- ・ 住宅の貸付け

### — 非課税範囲の拡大に関し、平成5年の中期答申において指摘された問題点 —

- ・ そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反する。
- ・ 前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等により、消費税の「中立性」や「簡索性」を大きく損なうことにつながる。
- ・ 特に、転々流通する物品を非課税とする場合には、その影響は見逃し難いほど大きくなる。



# 食料品の各流通段階における課税・非課税取引の比較



(注) 転々流通する物品の非課税取引により、事業者の事務負担がコストとして価格に跳ね返る可能性がある。

## 税率構造について（平成5年の中期答申より）

### 二 消費課税

#### 1 消費税

##### (2) 税率

② 税率構造については、制度の簡素化を図り、経済活動への中立性を確保する観点からは、単一税率を基本として検討が行われることが望ましい。

他方、所得に対する消費税負担の逆進性を緩和する観点から、飲食料品に軽減税率を適用してはどうか、あるいは、一部のしゃし品等について割増税率を適用してはどうかという考え方がある。そもそも、複数税率制度の導入は、非課税取引の設定と同様、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものと考えるが、公平・中立・簡素といった消費税導入の趣旨からすれば、基本的には、これを設けることは望ましくない。

特に、軽減税率については、その設定に伴って生ずる納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等をも考慮すれば、その設定は、経済的合理性に反しており、適当でないと考えられる。

これに対し、税率がEC諸国並みに高い場合には、逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となりうるという考え方もある。ただし、その場合においても、税制の中立性を確保し、制度の複雑化を防ぐためには、極力、その対象範囲を限定しなければならない。また、基本となる税率に対する軽減税率の比率が小さいときには、売上げに係る税額に比して仕入れに係る税額が多くなることから、還付申告が多発するという問題が生ずることにも留意する必要がある。

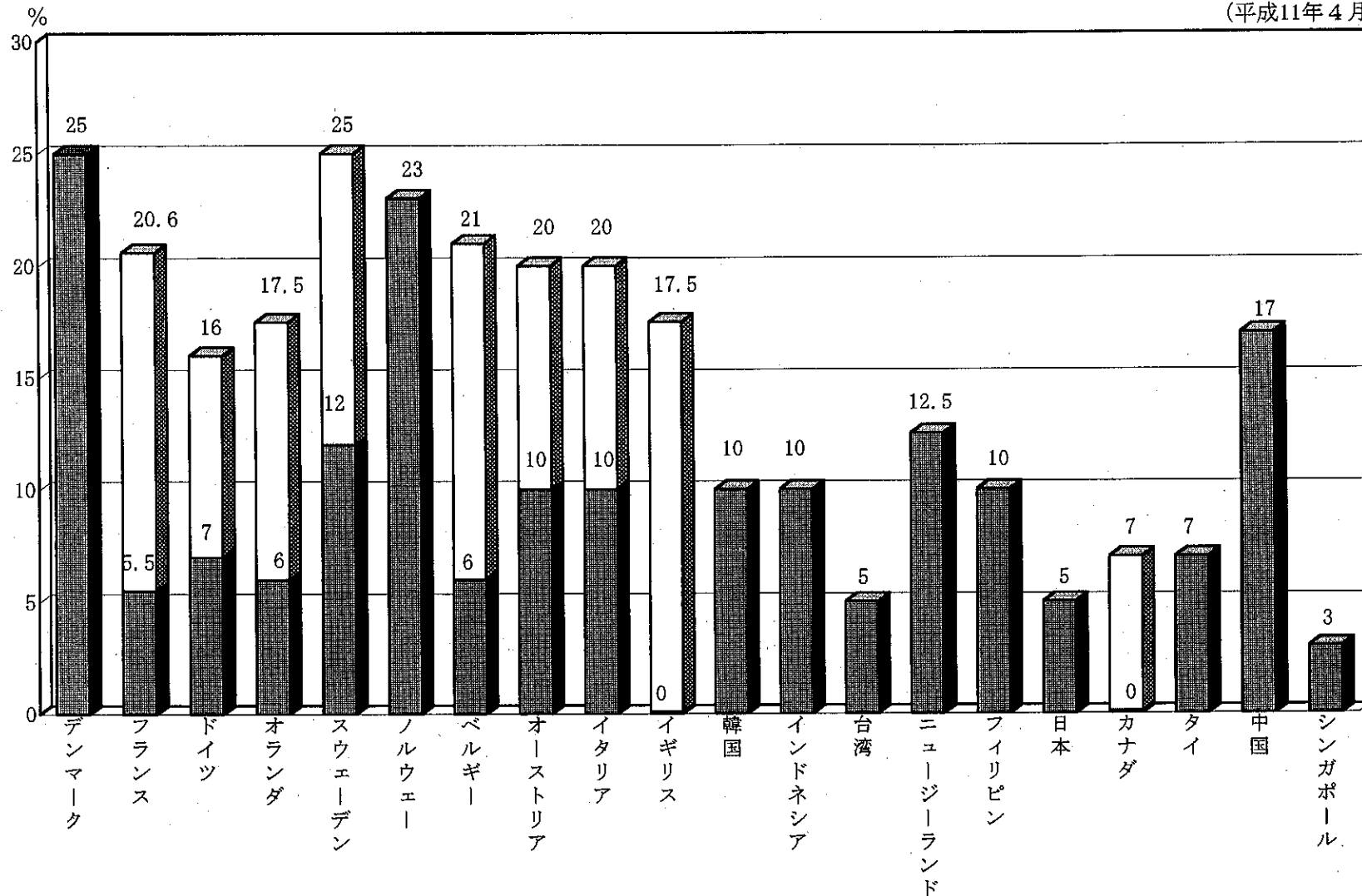
なお、いわゆるゼロ税率の設定については、消費税の負担を全く負わない分野を認めることにほかならず、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。

さらに、割増税率の設定については、所得水準が上昇し、国民の消費態様が多様化、均質化している今日においては、国民の価値観の多様化もあって、消費支出全体の中から割増税率の対象品目を客観的基準に従って、選択し、特定することはもはや困難となっていることに留意する必要がある。

（注）ECでは、1992年10月に、市場統合の一環としての間接税の調和のため、付加価値税の標準税率を15%以上、軽減税率を5%以上とし、割増税率を廃止しなければならない旨の指令が出されている。また、ゼロ税率についても、否定的な考え方が採られている。

## 諸外国における食料品の適用税率

(平成11年4月1日現在)



- (備考) 1. イタリアでは、食料品のうちパン、牛乳等について、4%の軽減税率が適用されている。  
 2. 中国では、食料品のうち穀物、水等について、13%の軽減税率が適用されている。  
 3. 韓国、インドネシア、台湾、タイでは、未加工の農産物等について非課税とされている。

## 仕入税額控除の改正経緯

### ○ 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用していた。

### ○ 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところであり、こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかの保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用した。

（注）この仕入税額控除方式は、改正前から大部分の事業者間取引において、請求書等が交わされ保存されているという我が国の取引実態を尊重しつつ、取引の証拠書類保存に伴う制度への信頼性を確保することができるもの。